

秋田市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和5年1月6日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の 年月日	サービスの 種類
有限会社 ケアポート 秋田	ケアポートか たりべ・くらぶ	秋田市山王沼田 町2番41号	令和4年 12月31日	通所介護
株式会社 創生事業 団	グッドタイム クラブ・秋田	秋田市外旭川字 堂ノ前174番地 1	令和4年 12月31日	地域密着型通 所介護
医療法人 久幸会	定期巡回・随時 対応型訪問セ ンター港北	秋田市土崎港北 七丁目1番17号	令和4年 12月31日	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護
社会福祉 法人友遊 会	定期巡回・随時 対応型訪問セ ンター千秋	秋田市千秋矢留 町6番25号	令和4年 12月31日	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護
来楽株式 会社	指定居宅介護 支援事業所ら いらっく	秋田市外旭川字 神田112番地	令和4年 12月31日	居宅介護支援